⑦事前届出又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根置太陽光発電設備のみ）（注27）	工事届出書（最大出力10キロワット未満の太陽光発電設備のみ設置する場合であって、設置する太陽光発電設備の架台の基礎が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第88条第１項に規定する政令で定める地震力に対して安全であることを証する書類を添付する場合を除く。）（注28）	⑧太陽光発電池全体が屋根に設けられていることを示す図及び真下写真（屋根設置太陽光発電設備で複数の太陽光発電設備が設置される場合であって、設置する太陽光発電設備の架台の基礎が建築基準法施行令第88条第１項に規定する政令で定める地震力に対して安全であることを証する書類を添付する場合を除く。）（注29）	⑨構造図（注30）
□有 □無	□有 □無	□有 □無	□有 □無

⑩配置図（注30）	⑪接続同意証する書類の写し（注31）	⑫事業休止届出書（注32）	⑬森林法許可取得状況示書類（許可取得必要な場合）（注32）	⑭宅地造成及び特定盛土等規制法許可取得状況示書類（許可取得必要な場合）（注32）
□有 □無	□有 □無	□有 □無	□有 □無	□有 □無